

老人福祉施設長 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
老人施設部会長 西田 孝司  
社会貢献事業推進委員長 山本 智光

## 社会福祉法人のための「居住支援法人」勉強会 ～現場実践から知恵とノウハウを学ぶ～

日頃から、本会事業の推進に格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、老人施設部会社会貢献事業推進委員会では、高齢や障がい、あるいは生活困窮などのため、“住まい”の確保が難しい方の支援を行う「居住支援」に着目した研修会を開催することといたしました。

現在、国は住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方を検討しており、「住宅確保要配慮者」に対する情報提供や相談体制の充実、必要なときに適切な福祉サービスにつなぐなど、継続的にサポートする伴走型の取り組みを広げることを目指しています。

社会福祉法人による居住支援の実績が広がり、期待と注目が高まるなか、活動内容の具体的なイメージがつかめない方や、事務的な手続きに不安がある方、もう一歩前に進める方策が分からない方など、課題を抱えていらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、長年、福祉の専門職として居住支援に取り組んできた施設や、居住支援法人の指定を受けたばかりの施設の実践者をお招きして、その現場実践と事例から、社会福祉法人による支援のあり方や、具体的なノウハウを学び合う機会といたします。

つきましては、ご多忙とは存じますが、居住支援法人として活動されている皆様のみならず、興味・関心をお持ちの施設長様、担当職員の皆様に、ぜひご参加をいただきますようご案内させていただきます。

### 記

- 1. 日時** 令和5年12月22日（金）14:00～17:00
- 2. 会場** 大阪社会福祉指導センター 4階 研修室3  
※Osaka Metro 谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅下車  
④号出口から南西へ400m
- 3. 対象** 大阪府内の社会福祉法人における相談員、施設長など
- 4. 定員** 40名（※先着順／定員に達し次第締め切らせていただきます）  
\*参加決定通知は発行しません。定員に達し参加できない場合のみご連絡します。
- 5. 参加費** 無料
- 6. 協力** 大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課
- 7. 申込み** 部会ホームページまたは次のURLから、12月12日（火）までにお申し込みください。

☞ <https://ec-9x2f8.eventcreate.net/event/6080>

8. 問合せ 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部（担当：青木・笹田）  
TEL：06-6762-9001 / FAX：06-6768-2426

## 9. プログラム内容

時 間	内 容
14：00	<b>開催趣旨・テーマ提起</b> 老人施設部会 社会貢献事業推進委員会 委員長 山本 智光
14：10 (15分)	<b>行政報告</b> 「行政施策の動向と社会福祉法人に対する期待（仮）」 大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課 主査 大道 美佳 氏
14：25 (80分)	<b>実践事例報告</b> ①「居住支援に取り組む意義と社会福祉法人らしさのある展開」 （福）桃林会 とりかい白鷺園 施設長 百武 昭彦 氏 ②「居住支援法人の実践を通して見えてきた課題」 （福）成光苑 吹田竜ヶ池ホーム 事業部長 喜多 記子 氏 ③「居住支援法人に必要な事務処理・手続きのノウハウ」 （福）八尾隣保館 地域支援事業なないろ 久保田 佳宏 氏 *その他、参加者の一部から、「住まいの確保」や「生活困窮者レスキュー 事業との連携」などの実践事例を、リレー形式でご紹介いただきます。
15：45	<b>休 憩</b>
15：55 (60分)	<b>事例報告者を交えたグループ討議・意見交換</b> （課題の共有・悩みの解決・ノウハウを学ぶ）
17：00	閉会

### ※「住宅確保要配慮者居住支援法人」とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

（住宅セーフティネット法第40条） 出展：国土交通省 ホームページ

→大阪府内の法に基づく指定法人数は147法人。うち、社会福祉法人は22法人あります。

（令和5年9月8日時点）